

※網掛けは修文部分

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
	全般	<p>環境倫理面での対応は重要ですが、効果には限界: 環境倫理・環境教育・モッタイナイ精神の啓蒙は大変重要ですが、現実問題としての実効性に大きな限界があることは残念乍ら事実です。</p> <p>良貨が悪貨を駆逐する仕組みが不可欠: 環境問題に関心の高い(経営的にも余裕のある)一部優良企業が、立派な活動をしておられます。それだけでは不充分です。「本音ではコストをかけたくないが、社会性を考慮して必要最小限の対応はしておこう」がベースでは、環境対策は本格化しません。環境対策を軽視する企業がコスト競争上有利になる=「悪貨が良貨を駆逐する」結果を招来し、社会全体としての普及には限界があります。「この制度を遵守するほうが企業にとって有利」である制度ができれば、大多数の産業・企業が本気で環境対策に取り組むことになります。社会全体として「良貨が悪貨を駆逐する」システムです。</p> <p>精緻な仕組みは監視がネック: 本計画案のような精緻な仕組みを作ることは、一件良案のように見えますが、逆効果の心配もあります。動脈経済(商品が消費者の手許に届くまで)の場合と異なり、静脈経済(商品が消費された後、廃棄物として最終処分されるまで)では、循環メカニズムが働くことが多いため、多くの場面でキメ細かい監視やチェックが不可欠になります。それを全部行政が対応することは、経費的にも、物理的にも不可能なため、NPOなどへの委託が必要になりますが、それにも限界があります。ここでもまた、「悪貨が良貨を駆逐する」結果を招来します。</p>	本計画では、もったいない精神を活かしたライフスタイルの変革のみならず、循環型社会ビジネスの振興を進めることを盛り込んでおり、第5章第2節4において「『悪貨が良貨を駆逐しない』環境を整備する」旨明記しています。監視については、事業者の取組の透明性を高めることや、各主体の連携・協働を強化することを盛り込んでいます。	1
	全般	<p>EPR: 拡大生産者責任の重要性: 上記諸点を考慮した、決定的に重要な仕組みが、EPRであることを強調しすぎることはない、と思います。動脈経済に関する限り、自由な市場と公正な競争を通じた価格メカニズムが、最も効率的な制度ですが、静脈経済では、多くの場合、価格メカニズムは働きません。放任すれば、(例えば)不法な投棄が激増します。この場面で最も効率的な仕組みがEPRです。消費後の廃棄コストを一義的に生産者に負担させることにより、競争原理が働いて、社会全体として最も効率的且つ公正な廃棄物対応が可能となります。具体例はいくらでもありますが、この審議会には説明するまでもないでしょう。</p> <p>EPRの問題点と対応: EPRにも問題はあります。以下4点について簡単に触れますが、いずれも対応可能なまたは、EPR意外の制度と較べれば、はるかに害は少ないと判断します。</p> <p>一部上場産業に過大な負担が(一時的に)かかること: もともとEPRとはそういう制度ですからこれは事実ですが、産業界が、「だから反対」では視野が狭い、と言わざるを得ません。産業界は自らのコスト負担だけの問題意識を超える見識を備えた人材も多いと信じています。国(世界)の制度として確立の上、無差別に義務付けられれば同業各社内の競争条件は同一ですから、より低いコストで環境により優しい商品とサービスを提供できる企業が生き残り、成長する; できない企業は淘汰される; 社会全体として「最小のコストで最大の効果」が実現する制度です。</p> <p>国際競争力: これも問題です。対策としては、輸出入の時点で管理するしかないでしょうが、反面、GATT/FTAなど自由化の流れに逆行する面は否定できません。だからこそ、国連やOECDなどの場を活用し、地球規模の問題として推進すべきです。</p> <p>監視の必要性は残るが、簡素化可能: 静脈経済である以上、監視／チェックの必要性は残ります。NPOとの協働がまさに重要になります。しかし、EPRに徹した骨太の(あまり精緻でない)仕組みの下であれば、監視すべき分野が比較的絞られますので、経済のあらゆる場面で精緻なチェックが必要な制度(それは事実上不可能に近い)に較べて問題点は大幅に簡素化可能と考えます。</p> <p>経済活動にマイナスか? 価値観の転換が重要です: EPRによって上流にコストが集中すると消費減につながって経済成長にマイナスになるとの根強い見方があります。この点こそ、まさに発想の転換が不可欠な分野です。大量生産・大量消費社会はもはや「持続可能ではない」のですから、GNPの内容を「物量をより多く」から「環境により優しい商品とサービスに価値観を切り替えることが何よりも大切です。</p>	拡大生産者責任については、排出者責任と並ぶ重要な考え方として計画の冒頭で強調しており(第1章第1節2)、本計画を通じてその具体化を図っているところです。御指摘の諸課題、例えば国際競争力についても、国際的に一体となつた取組の推進を詳述しています(第5章第3節)。	1
	全般	<p>環境保全に配慮した、循環型社会作りは、もっとも重要な形成であると思います。我が国では自給率の低迷、資源の再利用の疑問点、地域社会の連帯性、どれを獲っても循環型の社会とは言えないと思う。 自給率低迷が文明滅びると言われています。 社会の連帯性は滅び自己中心の社会が進展している現状である。</p> <p>僕が一番恐れている環境問題の一つ資源の有効活用は、年々減少する気がしている。 今般、東京都23区内のゴミ課題は、行政サイドの傲慢さからゴミの分別選別社会を撤退して、全てのゴミ類を燃やす方法になった、燃やして熱を利用するサーマルリサイクル方式で進んでいる。 今まで進めてきた3Rとかは何処へいってしまったか、80種の分別方法(ゴミ)なんだったのか?不信感になっている。</p> <p>環境省の循環型社会計画は大丈夫ですか? 資源の有効活用こそが本来の循環型社会ではないですか、国はサーマルリサイクルが本筋なんですか、http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00013230.html 東京都大田区の新しいゴミ分別変更です、参考に.....</p> <p>燃やすことが循環型社会と思うなら、残念です。 行政サイドの資源の有効活用の観点から.....尚のこる廃プラスチック...言っているが 当初から日本の社会にプラスチック類ゴミは、ゴミ全体の60パーセント以上あることは解っていた、容器包装リサイクル法の最終処理処分は固形燃料と決められているが、廃プラスチックのゴミこそが資源有効活用にしないと思います。</p>	<p>資源の有効活用のため、循環基本法においては、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています。</p> <p>廃プラスチック類については、廃棄物処理法に基づく基本方針において、『まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。』としているところであり、3Rを前提とした上で、どうしても残るものについては、熱回収を行うこととしています。</p>	1

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
		<p>昭和30年代～40年代にかけての公害列島と呼ばれた時代を忘れるることはできませんが、我が国は、この悲惨で深刻な時代を克服するために昭和44年からの公害国会において、我が国の自然環境、生活環境を保全するための法体系を整備しました。以来、国民にとっては、「自然環境の保全、生活環境の保全」という言葉が、最も重要な大切な用語のひとつになりました。私ども国民は、「環境は汚染してはいけない。環境破壊を許してはならない。」「環境を守ろう。環境の保全が大切。」というスローガンのもとで、地球環境の問題、地域の環境問題に取り組んでまいりました。しかしながら、今回の第2次循環基本計画(案)を見ますと、国民が、最も重要で大切なことと学んできた「環境の保全」という文言が、皆無といってよいほど見当たりません。</p> <p>確かに、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」といった文言によって、「持続可能な社会」のイメージを打ち出そうという試みは重要であると考えますが、何事も経済利益優先で割り切ろうとする社会的風潮の中で、偽装問題や格差問題や環境犯罪が生起している今日の状況に踏まえるならば、我が国が昭和44年以来、貫いてきた「環境保全優先」の大原則を、第2次循環型社会計画(案)の序文および「第1章第1節－1」において、改めて示し、国民に対して、根本政策の継続性を喚起することが求められるものと考えるところです。</p> <p>以上に述べた考え方に基づき、3つの該当箇所の改定を要望するのですが、従来の政策との連続性、継続性において、新たな時代に向けた基本計画を提示するに際しては、環境汚染や環境犯罪の実態にも触れながら、平易で親しみやすい現実感のある記述をお願いするところです。</p> <p>併せて、良好な環境と持続可能な天然資源を次世代に継承するために、是非とも、今後の第2次循環基本計画の実施に当たって「環境保全を優先する安全・安心の循環型社会づくり」という標語を採用していただきたい」とお願い申し上げる次第です。</p>		
1	はじめに	<p>改訂を要望する理由に係る意見</p> <p>第2次循環基本計画(案)「はじめに」の文章1ページの1行目について、以下の文言を加えていただきたい。</p> <p>①現行文 「今日、経済活動のグローバル化に伴い、国際的な相互依存が極めて高くなっています。それは、日常生活の様々な分野にまで及んでいます。」</p> <p>②改訂案 「今日、環境の保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっています。そして、経済活動のグローバル化に簿もない、…(以下現行通り)</p>	<p>本計画全体が、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会を目指す、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも相まって持続可能な社会を目指すものです。これは、「環境の保全」の重要性の認識に変わることではなく、むしろこれを発展させるものであると考えています。環境保全に向けた長年の取組を引き継ぎさらに発展させるものであることを明確にするため、御指摘の通り修文します。</p>	1
1	はじめに	<p>第2次循環基本計画(案)「はじめに」の文章1ページの21行目について、以下の文言に改訂していただきたい。</p> <p>①現行文 「3Rの推進と適正処理の確保、生活環境の保全など、循環型社会の形成推進に当たっては、…」</p> <p>②改訂案 「環境の保全を前提とし、3Rの推進と適正処理の実施など、循環型社会の形成推進に当たっては、…」</p>		
1	第1章第1節1	<p>第2次循環基本計画(案)第1章第1節、1、「循環型社会形成の必要性」の項の冒頭文章、1ページ31行目～32行目について、以下の文言に改訂していただきたい。</p> <p>①現行文 「従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。」</p> <p>②改訂案 「従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。」</p>		
5	第1章第2節	<p>(意見)</p> <p>循環資源の再生利用については、後段で「近年の資源需給のひつ迫を受けた一時的な成長」(P7)や、「東アジア諸国での～不適切な処理に伴う環境汚染等の懸念」(P8)と密接に関係することから、パソコンや家電についても言及すべき。</p> <p>このため、22行目以降について、下記下線部分を加えること。</p> <p>「循環資源の再生使利用についても一定の成果が見られる一方、例えば、パソコンや密閉型蓄電池及び家電4品目については排出台数と比べて国内における再生利用台数が伸び悩んでおり(一部は減少傾向にあり)、また、容器包装廃棄物については、分別収集が実施されない場合があるなど、再生利用が進展していない循環資源があること、…」</p>	<p>パソコンや家電の再生利用については、パソコン及び密閉型蓄電池の再資源化率、家電4品目の再商品化率について、法定目標を上待っている旨記述しており(第1章第1節3)、これらを含めて御指摘の箇所で「一定の成果が見られる」としているところです。他方、御指摘のような問題も含め、「取組をさらに進める必要がある」と評価しているところです。</p>	1
6	第1章第2節2	<p>項目として挙げられていないが、先進国の大消費及び、先進国・途上国間の資源消費両格差の問題があることから、今後、先進国においては一人当たり資源消費量を低減させ、世界全体で収束させることが課題となる。</p> <p>具体的には、資源ごとに世界全体の資源消費量を制限し、地域・世代間で配分し、一人当たり消費量の平等化を促すような国際条約・議定書へ向けたイニシアティブが求められる。</p> <p>また、一人当たり資源消費量は、後で述べられる計画目標となる指標としても掲げられることが求められる。</p>	<p>資源の利用量等については、各国の経済構造、社会状況、自然環境等によってその最適な形態・水準等は異なってくるものと考えており、各の事情に沿った形でそれが取組を推進するものと考えます。</p>	1
6	第1章第2節2 (1)	<p>キーワードとして「地産地消」を盛り込みたい。</p> <p>また、課題として、資源の輸入超過に依る、国内の廃棄物ストック・フローが大きいこと、及び将来廃棄物となるストックの蓄積が大きいこと挙げられる。食料に関しては、栄養塩の国内への流入が水域の富栄養化の原因となっており、生産国では土壤からの栄養塩の減少を招いていることも課題である。このような課題に対応して、例えば、栄養塩の非循環的な利用(食料の輸入や非循環的農業)に対しては課徴金を課し、循環型農業を補助するなどの施策が求められる。</p>	<p>「地産地消」については、例えば第1章第2節2(1)、第2章第2節、第5章第2節2などにおいて取り上げています。また、我が国の物質フローについて、御指摘のような観点も含め、目標、指標を盛り込んだところです。環境保全型の農業の推進について、第5章第1節や同章第2節1において盛り込んでいるところです。</p>	1
7	第1章第2節2 (4)	<p>現在の廃棄物処理の市場・現場においては、不法行為が横行しており、排出事業者・処理業者によるコンプライアンスの確保・強化が求められる。このためには一層の、廃棄物処理業界の近代化、適法化、旧来の慣行の見直しなど体質改善が求められるとともに、排出事業者に対してはより厳格な排出事業者責任が求められる。このような視点を盛り込む事が必要である。</p>	<p>排出者責任については、拡大生産者責任と並ぶ重要な考え方として計画の冒頭で強調しており(第1章第1節2)、不法投棄の撲滅についても第1章第2節2(4)、第2章第6節、第5章第2節5などに関連記述を盛り込んでいます。また、廃棄物処理業者の役割については第4章第3節に盛り込んでいるほか、第5章第2節5に「施策体系の充実・強化」を盛り込んでいます。</p>	1
7、35	全般	<p>リユースについてさらに書き込むべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のように修文します。</p> <p>○第1章第2節2(3)において、「また、特にリユースについては、実態のきめ細やかな把握を踏まえつつ、取組に対する支援を強化することが課題です。」を盛り込みます。</p> <p>○第5章第2節4において、「物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用やリユースの取組に対する支援を行いますによる取組を推進します。」</p>	1

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
	第2章	1. 循環型社会形成の中長期的なイメージへの意見 ①中長期的なイメージは、イメージ例と表現しているが、これはこの計画の実行により、2025年に実現を目指す循環型社会の目標であると考える。しかし、そのイメージは今まで我が国が目指してきた世界有数の経済力を持つ加工貿易立国からかなり大きく脱却するものであり、この20年で、我が国の経済基盤を大きく変えるものである。書かれたイメージに反対するのではなく、これに対して大多数の国民のコンセンサスを得ているのか、共有できるのか、が疑問である。もっと、その意味や位置づけを前文で明確にする必要があると思われます。	第2章において記述した循環型社会形成の中長期的なイメージは、2025年頃までに、持続可能な社会の実現を見据えつつ循環型社会に至る具体的かつ中長期的なイメージとして示したものであり、循環型社会形成に必要な各主体の連携・協働を図る上での基礎となるものです。この旨第2章の冒頭に明記しています。コンセンサスの重要性についても、同様に、第2章の冒頭で「行政主体はもとより、国民、NGO(非政府組織)/NPO(非営利組織)、事業者などの各主体が共有した上で、志を高く持ち、積極的に、かつ相互に連携・協働しながらそれぞれが自らの役割を果たしていくことが必要不可欠です」と強調しています。	1
10	第2章 第2節	・「地域循環圏」が、「廃棄物の適正処理と不法投棄防止を大前提に」とあるが、地域循環圏の構築は循環型社会の形成のための“循環資源の有効利用”が目的であり、“廃棄物の適正処理や不法投棄防止”は重要なことではあるが、循環型社会構築のための主目的ではない。従って、“廃棄物の適正処理と不法投棄防止を大前提に”は削除すべきである。	循環型社会は、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいい、廃棄物の適正処理や不法投棄防止もその内容の一つとなっています。地域循環圏の構築は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった考え方に基づき、地域の特性や循環資源の性質に応じて、循環型社会形成のため最適な規模の循環を形成するものです。従って、原案のとおりとします。	2
16	第2章 第6節	・循環資源の利用を推進することは循環型社会形成のために必須なことであり、循環利用を廃棄物処理の延長として考えるべきではない。3R施策の優先順位通り、循環利用がどうしてもできなかつた循環資源を最後の手段として、廃棄物としての適正処理を行うことを考えるべきである。従って、このタイトルは「循環資源の有効利用と廃棄物の適正処分のためのシステムの高度化」と改め、出だしの表現も「廃棄物処理・リサイクルのための…」から「リサイクル・廃棄物処理のための…」に改めるべきである。	「廃棄物等」は、廃棄物処理法に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含む概念であり、そのうち有用なものについては、循環型社会形成推進基本法第2条において、「循環資源」として捉えています(P2脚注1参照)。ここでは、より広義の「廃棄物等」の語を用いることとし、原案のとおりとします。	2
18	第3章第1節1(1)	(意見) (1) 入り口指標は、資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)ではなく、天然資源の資源種別毎の国民一人当たり資源使用量(=種別ごと天然資源等投入量/人口)とすべきである。 (2) 地球の有限な天然資源の一人当たりの使用量は、基本的には先進国も途上国も平等であるべきであり、この平等原則を勘案して、中長期的に地球規模で持続可能な天然資源投入量を設定すべきである。 (理由) (1) 基本計画の目的は、“世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応”であると述べている。そのためには、効率的にGDP(国内総生産)を生み出すことを目的にするのではなく、投入量を減らすことを目的にしなくてはならない。この目的を達成するためには、天然資源等投入量を直接管理できる指標でなくてはならず、資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)では管理できない。 (2) CO2の排出量も同様であるが、天然資源の一人当たりの使用量は先進国と後進国で平等でなくてはならない。天然資源の平等な使用という枠組みの中で、少しでも“豊かな”社会するために、資源生産性と循環利用率を高め最終処分量を減らすインセンティブが働き、結果として循環型社会を構築することができる。資源生産性を入り口指標とすることは本末転倒である。	資源生産性は、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す社会の効率性に関する指標です。 資源種別の資源の利用量等については、各国の経済構造、社会状況、自然環境等によってその最適な形態・水準等は異なってくるものと考えております。	1
19	第3章第1節1(2)	(意見) (1) 非金属鉱物系資源(土石系資源)の増減が全体に与える影響が大きく、これらの使用量の増減が循環利用率に大きく寄与するという数式モデルは欠陥である。循環利用率 = 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量) の算出ベースとなる数式モデルを再検討すべきである。 (理由) (1) 非金属鉱物系資源(砂利など土石系資源)の使用量は、図4 天然資源等の資源種別内訳(環境省試算)に示されるとおり、平成17年は約7.5億トンで同年の全投入量約17億トンの44%であるのに対し、平成2年は約13億トンで同年の全投入量約22億トンの約59%、平成12年は約11億トンで同年の全投入量約19億トンの約58%である。したがって「循環利用率が『平成2年度《約8%》から概ね8割向上、平成12年度《約10%》から概ね4~5割向上』」は、非金属鉱物系資源投入量の大幅な減少が寄与しているはずであり、基本計画が意図する循環利用率の向上を必ずしも示すものではない。これは数式モデルの欠陥であり、指標として不適切である。このような指標に基づいて循環利用率が向上したと評価するのは国民をミスリードするものである。	非金属系鉱物資源の循環利用の増大も、天然資源の消費の抑制と環境負荷の最小化に資するものであると考えております。 ただし、御指摘のような観点は現行循環基本計画の進捗状況の点検においても取り上げられていることから、今回、土石系資源を除いた資源生産性を算出し、目標を設定することといたします。 循環利用率の実績の評価等については、中央環境審議会循環型社会計画部会における進捗状況の点検の中で議論・分析されるものと考えております。	1
20	第3章第1節1(3)	(意見) (1) 出口指標を最終処分量(廃棄物最終処分量=)とするのは不適切であり、出口指標は廃棄物発生量とすべきである。 (理由) (1) 3Rという言葉は基本計画の中で70回以上使われており、3R(①発生抑制、②再使用、③再生利用)が基本計画案の原点であると考えられる。また、基本計画案の2頁で、「循環基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています」と述べている。したがって、基本計画案においては廃棄物の発生抑制が最重要管理項目であるはずであり、出口指標はそれを直接管理する廃棄物発生量でなくてはならない。 (2) 廃棄物発生量を指標にすることには、大量資源投入、大量生産、大量消費、大量廃棄という正すべきパターンをモニターする上で非常に意義があり、大量の廃棄物を問題のある焼却処分により減容した後の最終処分量を指標にしても全体像は見えてこない。	廃棄物等の発生抑制については、循環基本法上も基本原則において最優先とされており、もっとも重要です。 ただし、我が国の物質フロー指標は、物質フローの入口、循環、出口という3つの断面をとらえることとしており、最終的に経済社会から自然界に戻される最終処分量が出口の指標としてはもっとも適当であると考えております。	1
20	第3章第1節1(3)図6	(意見) (1) 約4億7千万トンといわれる廃棄物の年間発生量に対し、最終処分量が平成2年で110百万トン、平成12年で56百万トン、平成27年目標が23百万トンと大幅に削減した(する)理由を、内訳(リサイクル、焼却による減容、他の減容、海外への輸出などを数値で示すべきである。 (理由) (1) 焼却による減容や廃棄物の海外輸出は非常に問題があるので、国民がその状況を把握し、評価することができるよう、内訳が数値で示されるべきである。	2000年に循環型社会形成推進基本法や各個別リサイクル法の整備が行われ、循環型社会に向けた取組が抜本的に強化されたこと、個別具体的には、特に建設廃棄物について路盤材等として再生利用が進んだことなどが大きな要因です。 例えば、がれき類について平成17年度実績で6,056万トンの発生量のうち5,765万トンが循環利用されるなど、建設廃棄物の循環利用が促進されたことが大きな要因の一つです。 中央環境審議会循環型社会計画部会における毎年度の進捗状況の点検等においてこれまで議論、分析されており、今後も継続して御審議いただく予定です。	1

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
21	第3章 第1節	<p>廃棄物部門由来温室ガス排出量の削減対策の目標は、廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃由來の温室効果ガスの排出量を差し引いた、正味の温室効果ガス排出量とすべきである。 (理由) 循環型社会形成推進基本法において、廃棄物等の熱回収は循環的な利用法として位置づけられている。また第2次循環型社会形成推進基本計画(案)においても、「地球温暖化対策にも貢献する高効率的な廃棄物発電施設や熱利用施設の整備が進んだ」ことを評価している(3頁6~7行)。そこで、これら高効率的な廃棄物発電等をより一層推進し、その目的とされる生活環境の保全、最終処分量の減量化、代替される化石燃料系資源の使用量抑制などを達成するためにも、排出される温室効果ガス量を適正に評価すべきである。</p>	代替される化石燃料由來の温室効果ガスの排出量については、どの範囲までを算定に含めるべきか、網羅的・定量的にどの程度まで把握できているかといった点に關し、中央環境審議会循環型社会計画部会において議論が分かれたため、本内容については、当面可能な限りその量を計測し、知見の蓄積に努めるとされたところです。	1
21	第3章第1節2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物部門由來の温室効果ガス排出量の対象ガスを明確にする必要がある。京都議定書目標達成計画での廃棄物分野対象ガスには、廃棄物焼却炉等から発生する、廃棄物由來の二酸化炭素発生量の他、廃プラ、廃油等の原燃料利用に伴う二酸化炭素発生量が加えられている。循環型社会の達成には、循環資源を化石系資源に代替して利用することによって、化石資源由來の二酸化炭素排出量を減少させることが一つの目的になると考えられるが、そのためには、廃棄物等の有効利用は積極的に推進されるべきであり、これに伴う温室効果ガスは、廃棄物部門由來の温室効果ガス排出量に加算せず、「化石系資源の代替による温室効果ガス削減量」として指標とするべきではないか。 ・製鉄やセメント製造プラントでの化石系原料や燃料に代替した、使用済みプラスチック等の循環資源の利用に起因する、二酸化炭素の削減量や廃棄物発電や熱供給によって、代替される化石系燃料由來の二酸化炭素削減量について、指標とするのが適切ではないか。 	<p>代替される化石燃料由來の温室効果ガスの排出量については、どの範囲までを算定に含めるべきか、網羅的・定量的にどの程度まで把握できているかといった点に關し、中央環境審議会循環型社会計画部会において議論が分かれたため、本内容については、当面可能な限りその量を計測し、知見の蓄積に努めるとされたところです。</p> <p>今後、審議会における進捗状況の点検等において、化石燃料代替による温室効果ガス排出量については、適切に把握していきたいと考えております。</p>	2
21	第3章第1節3(1)	<p>(意見) モニターする指標は、化石系資源に関する資源生産性ではなく、化石系資源に関する国民一人当たり資源使用量とすべきである。 (理由) 18頁の入り口：資源生産性に対する意見の理由と同じ</p>	資源種別の資源の利用量等については、経済・社会状況等によってその異なってくるものですから、一人当たりの天然資源利用量をそのものを指標とするよりも、どれだけ効率的に利用しているかという生産性を見ていく方が適当であると考えております。	1
21	第3章第1節3 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・TMRをモニターする目的及び定義を明確にすべきである。TMRの数値は、採掘現場において、著しく環境破壊を起こしている場合と、適切な管理の下、環境修復がなされている場合のものが、区別されず全て包含されているものと考えられる。基本計画案には“それ自体が直ちに環境破壊への影響度を示すものではない”と記述されているが、モニター指標とするのであれば、環境負荷の程度を可能な限り、モニターすべきではないか？また、それが出来ないのであれば、モニター指標とするには時期尚早であり、まず元となるデータソースとデータベースの整備が先ではないか？ ・鉄鉱石や石炭の採掘とレアアースや稀少鉱物の採掘では、資源量に対する、TMRの倍率は著しく異なる。しかし、総量で比較すると、鉄鉱石や石炭のTMRにこれら希少資源のTMRは小さく、埋没してしまうことになる。 ・モニター指標としてTMRを採用するのであれば、環境破壊が著しいものや希少資源に関連するTMRについて指標とすることが望ましい。その際には、TMRの数値を裏付ける、客観的なデータソースとデータベースの整備が重要であると考える。 	<p>TMRは新しい概念であるため、その推計等に当たってはさまざまな議論があるところです。また、個別の事例によって、著しい環境破壊を伴う場合や、環境修復の努力が適切になされている場合など、様々なケースが存在することも事実です。しかしながら、TMRは、マクロ的な視点で資源利用の持続可能性や地球規模で与える環境負荷を定量的に表す一つの手段として、国際的にも認められつつあるものであり、まず推計してそういった問題に対する認識を深めてもらい、算定方法等については今後改善を図っていけばよいものと考えております。</p> <p>希少資源等に関しては、進捗状況の点検においてTMRについて議論・分析を進めていく中で、適宜取り上げていくこととしたいと思います。</p>	2
21	第3章第1節3(3)	<p>(意見) 隠れたフロー・TMRIには、金属系資源だけでなく、日本に輸入される農畜産物を生産するために必要とする水資源を含めるべきである。 (理由) 雨水以外に河川やダムからの取水、地下水、化石水などあり、世界の水資源及び環境に及ぼす影響は非常に大きい。</p>	<p>TMRは非常に幅広い内容を本来含むものですが、今回の循環基本計画の改定においては、金属系資源の循環利用を推進し、自然界からの新たな資源の採取を少なくすることが、我が国の資源利用に伴う国外での環境負荷を減少させることにつながるものと考え、特に金属系資源に着目して、まず計測することとしています。</p> <p>環境保全上健全な水循環の確保については、第3次環境基本計画(平成18年4月閣議決定)においても重点分野として位置付けられています。</p>	1
22	第3章第1節3(4)	<p>(意見) 循環資源の輸出入量の計測に当たり、中古品と廃棄物等の区分を明確にする基準を作成するとともに、全ての輸出品のHSコードを新品、中古品、廃棄物等の識別ができるようにすべきである。 (理由) 特に家電、パソコン等は、廃棄物同然のものが“中古品”名目で途上国に輸出され、劣悪な作業環境、原始的な方法で資源回収が行われ、途上国の人々の健康を損ない環境を汚染していることが世界的に報告されている。</p>	<p>国際資源循環を踏まえた指標では、鉱さいや鉄鋼くず等現時点で把握できる循環資源を対象に推移をモニターしています。循環資源の輸出入量については、出来る限り網羅的かつ正確に把握することが望ましいことから、これまで把握していなかったものについてもデータの捕捉に努めてまいります。</p> <p>具体的には、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機については、2008年から、新品か否かを把握できるようHSコードを改正したところであります、循環基本計画の点検の中で順次、データ捕捉対象の拡充を図っていきます。</p>	1
22	第3章第1節3 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業分野別の資源生産性の推移をモニターすることの目的を明確にする必要がある。また、資源生産性は国内産業分野間での比較に用いるべきではない。 ・一方、産業分野ごとに資源生産性の国際比較をモニターすることは、日本の産業生産性の高さを再認識する上で意味がある。しかしながら、その為には、海外での産業分野別の資源生産性を算出するための、信頼できるデータベースの整備が必須である。 	産業分野ごとの資源生産性については、資源生産性の変動要因の分析(構造要因と原単位要因の分離)や国際的な比較に資するものです。国際比較に当たっては、各国が同様の取組を行えるよう国際共同研究を行い、それに我が国も貢献していくとともに、発展途上国における統計の整備等、キャパシティビルディングについても支援していくこととします。	2
23	第3章第2節1(1)	<p>(意見) (1)取り組み目標を設定するだけでなく、目標年次(平成27年)までにそれを確実に実現するための政策手法、特に、国民、自治体、事業者等、関係者への周知徹底の方法、及び発生量の計測方法、目標が達成できない場合の対処方法などを明確にし、その実現を約束すべきである。 (2)政策手法は自主的なものよりも、規制的な政策であるべきである。 (理由) (1)目標値を実現する政策手法が具体的に示されなければ目標を達成できず、目標年次を先送りすることを繰り返すことになる。 (2)3Rの第一優先事項である廃棄物発生の削減を確実にするためには、規制的な政策が必要である。</p>	<p>(1)中央環境審議会循環型社会計画部会における毎年度の進捗状況の点検等における関係者の議論やそれに基づく分析を踏まえ、実現を図っていきたいと考えております。</p> <p>(2)政策手法に関しては、中央環境審議会循環型社会計画部会において、関係主体や専門的な見地からの御意見をうかがいながら、検討を進めて参ります。</p>	1
24	第3章第2節1(1)イ	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の最終処分量削減目標に関しては、削減の根拠が定性的なものであり、私たちの業界においては当該目標の蓋然性等を十分に評価し、業界の行動目標とすべきかどうか現時点で判断することができない。従って、業界では、本指標の位置付けをあくまで国及び産業界相互の努力目標であると認識し、今後活動を進めて参りたい。 ・業界では、各社の自主的取組みにより副産物の再資源化率が99%と既に限界近くに達するなかで、更なる最終処分量の削減に向け努力している。こうした業界がある一方で、取組み状況が判然とせず、対策の遅れが懸念される業種も存在している。国全体としての最終処分量減量化に向けては、具体的な対策を講じていない業種に対する感化・指導を頂くとともに、再生資源の新たな利用技術開発および新規用途創出等の政策支援を一層進めて頂くよう要望する。 	循環基本計画は循環基本法の規定に基づき閣議決定を行うものであり、関係省庁が一丸となって政府全体で取組を進めていくものです。その際には、国民、事業者、地方公共団体等の関係主体の皆様との連携・協力によって目標に向かって取り組んでいくものと考えており、循環基本法においても各主体の責務としてその旨が規定しております。取組の遅れている部分への指導、技術・需要開発については、今後も積極的に進めて参ります。	2

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
24	第3章第2節1(1)イ	<p>素材産業から発生するスラグは原材料の品位に依存し、国際的な需要増大に伴い品位低下等により、技術的にも発生量抑制が困難化しています。</p> <p>また、産業廃棄物に含まれる金属のリサイクルにおいてもスラグ発生量が増える傾向にあります。</p> <p>スラグはセメント向け、建設・土木用資材用途へ販売されているが需要減少により、将来有効な利用先の確保が懸念されており、新たな用途開発、拡大が課題です。</p> <p>スラグは金属鉱物に由来するものであり、特性としては天然の骨材、砂利、砂等に類似し、代替材料として建設・土木用資材(技術的に利用可能な分野)へ利用拡大が必要と考えます。</p> <p>そのためには適正な判断基準、利用し易い制度の確立や用途の研究開発に行政の支援が必要です。</p> <p>廃棄物の60%削減目標については従来の取り組みの上に行政の強力な支援が不可欠と考えます。</p>	<p>御指摘は十分認識しており、今後、副産物や使用済み製品から得られる再生資源に関する規格、3R技術についても、国際標準化を視野に入れながら、整備、研究開発を推進します。</p> <p>また、各種個別リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく措置を着実に実施するほか、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定を適切に活用していきます。</p> <p>これらにより、循環資源の用途開発・需要拡大を図っていきます。</p>	1
26	第3章第2節2(6)	<p>“ごみ処理有料化実施自治体率”という意味不明な“率”を調査とありますが、その真意が理解できません。</p> <p>現在、某自治体の有料化条例を巡り、住民が条例無効を求め、裁判所で係争中です。その係争中に“率”を調査とは、司法への挑戦とも受け取られます。また、係争内容の結論如何では、政策的に無効になる可能性もあります。</p> <p>審議中に「有料化をしていないところが有料化をすればもっと減る」「もっと厳しい数字を出す様に要請」と述べたとも言われていますが、その意見内容を何方かが、冷静な目線から検証を行ったのでしょうか。</p> <p>そもそも、有料化を実施すると減量することは、一時的、且つ、過渡的な現象です。このことは、有料化賛成論の識者も認めています。</p> <p>この様な調査を行う以前に、それぞれの自治体が独自の取り組みの結果、有料化を行わなくとも確実に減量効果を挙げている事例を調査し、その内容を広く公表し、他の模範事例とする手法を取り入れることが急務の課題です。</p>	<p>一般廃棄物処理の排出抑制については、平成17年2月の中央環境審議会の意見具申を踏まえて平成17年5月に改正された「廃棄物の減量化その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年環境省告示第34号。以下「基本方針」という。)において、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進する(以下略)」とされており、また、「さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図る」とされており、普及啓発や情報提供とともに、一般廃棄物処理の有料化による排出抑制が位置づけられているところです。</p> <p>また、環境省としては基本方針を踏まえ、市町村が有料化制度を導入する際の手引きとして、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、地方公共団体に周知したところですが、この手引きでは、排出抑制効果を持続させるための取り組みや、有料化制度の評価のあり方等について示すとともに、有料化と併用して実施されている施策を具体的に例示しています。</p> <p>今回、循環基本計画のモニター指標として、ごみ有料化実施自治体率を盛り込んだのは、全国の市町村におけるごみ処理有料化を通じた排出抑制の取組を把握するためです。</p> <p>環境省としては、今後も一般廃棄物処理有料化の手引きの普及等に努めつつ、市町村における一般廃棄物の排出抑制の取り組みを支援していきたいと考えています。</p>	1
	第4章	<p>2. 各主体の連携とそれぞれに期待される役割</p> <p>①この基本計画は、国が主体となって策定したものであるためか、第5章の国の取組みについては詳しく書かれているが、実際の取組みを行なう主体の国民、事業者、地方自治体について、詳しく定めていない。第2章でイメージとして述べた2025年の社会構造の目標とリンクさせて各主体の取組み項目をもっと具体的に定める必要がある。</p>	<p>御指摘のとおり、本循環基本計画は国の計画であるため、国以外の主体の取組については、期待される役割を述べつつ、各主体の取組を後押しする施策を国との取組として述べているところです。</p>	1
30	第4章第3節	<p>自主的取り組みを列記する前に、資源有効利用促進法で指定省資源化製品(15種)や指定再利用促進製品(18種)等に求められている3R促進のための措置やJ-MOSSについて記載すべきである。</p> <p>このため、15行目以降について、下記下線部分を追加すること。</p> <p>「製品については、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、修理等の機会の確保、原材料の工夫(部品等に使用する原材料の種類数の削減等)、構造の工夫(部品等の取り外しの容易化等)、分別のための工夫(部品等の材質名の表示等)、製品含有物質の情報提供等の法令に基づく措置を確実に履行するとともに、資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が提言されるよう、LCAなどを実施し、全段階における環境の負荷を視野に入れた開発が行われ…」</p>	<p>資源有効利用促進法に基づく措置も含め、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を、当該節の冒頭で強調しているところです。</p> <p>御指摘の記述追加については、既に「製品の長寿命化」、「循環資源を始めとする環境への負荷の低減に資する原材料・製品やサービスなどの利用」、資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの「全段階における環境への負荷を視野に入れた開発」、「製品・サービスなどに係る環境への負荷について適正に消費者に情報提供し信頼性を確保する」「環境報告書などの作成と公表による事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供による透明化」を盛り込んでいることから、原案のとおりとします。</p>	1
30	第4章第4節	<p>地方自治体の役割については、イメージでは地域の特性に応じた循環型社会の実現、廃棄物等の適正な循環利用と処分のためのシステムの高度化、が掲げられているが、これらを実践するのは地方自治体である。</p> <p>専門がない小さな自治体が、地域特性に応じた循環型社会の実現計画を策定できるのか?物により循環規模にかわり地方自治体の範囲も変わる。それによる計画策定の主体も変わる、こうした場合、一般廃棄物に関する県の役割も今以上に重要である。地方分権化も重要であるが、廃棄物行政に関しては、国がもっと関与しないと、計画策定は推進しないと思われる。</p> <p>処理システムの高度化も同様で、これを推進するためには、コストもかかり、小さな自治体では実現が困難である。そのために、広域化をもっと進めるのか、民間導入をもっと積極的に進めるのか、そのための廃棄物の定義の見直しは?、等の方針もこの基本計画で明確化する必要があると思われる。</p>	<p>都道府県の役割については、第4章第4節において「都道府県は、広域的な観点から、市町村や関係主体の取組をリードしつつ、調整機能を果たす」と記載しております。また、国についても、第5章第2節2において、「国にあっては、国際・全国レベルで、また地方環境事務所をはじめとする地方支分部局を活用してブロックレベルで、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働できるようコーディネーターとしての役割を果たし、国と地方を中心に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定し、循環型社会の形成のための基盤の整備を推進していきます」と明記しています。</p> <p>高度化、広域化、民間導入、廃棄物の定義などの諸論点については、例えば、第5章第2節5において、「廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、国際的な整合性の観点を踏まえつつ、製品の特性に応じたライフサイクルを考慮した設計・製造を推進するなど、廃棄物等の発生抑制につながる上流対策等の一層の充実を主眼に、主体間の連携や適切な役割分担、適正かつ公平な費用負担やシステム全体での効率化などの観点も踏まえ、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図ります」と明記しています。</p>	1
31	全般	国際的な課題として衛生的な水の確保や広い意味での水の循環という視点が重要なになってくると考える。循環基本計画で書きこむべきではないか。	御指摘を踏まえ、第5章第1節において、「自然環境の保全や、環境保全上健全な水循環の確保を図るとともに、や環境保全上適切な農林水産業の増進」とします。	1
32	第5章第2節1(1)	<p>循環資源の再使用、再生利用は生産工程に置ける、天然資源の投入量の削減と温室効果ガスの削減に寄与していることを明確に記述すべきではないか。本推進基本計画では、廃棄物発電による温室効果ガスの削減については、この節以外でも記述されており、廃棄物発電の有効性が明確になっており好ましい。これに加えて、循環資源の原燃料としての利用による、化石系原料の削減による温室効果ガスの削減効果を明確に位置づける記述がされることを強く要望する。</p> <p>例えば、 再使用、再生利用の順に出来る限り循環的な利用によって、天然資源の投入量と温室効果ガスの発生量を削減し、なお残る廃棄物等については.....</p>	<p>低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組との統合的な展開の進捗状況を測るために、改定京都議定書目標達成計画に則り、廃棄物分野の排出削減対策の目標を設定することとしています(第3章第1節2(2))。この中で、廃棄物部門由來の温室効果ガス排出量及び廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃料由來の温室効果ガス排出量について、計測し、状況を的確に把握することとしており、原案においても削減効果を明確に位置づけているところです。</p>	2

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
32	第5章第2節1(1)	(意見) 有害物質を排出し、温室効果ガスの削減に反する廃棄物焼却は、廃棄物の減容を目的として行うべきではなく、可能な限りゼロにすべきものであり、このような廃棄物焼却を前提にした廃棄物発電や熱回収は推進されるべきでない。(この意見は、本計画案の他の場所でも述べられている廃棄物焼却、廃棄物発電、廃棄物焼却による熱回収にも適用する。) (理由) (1)循環基本法の優先順位に従い、まず廃棄物発生を最小にし、次に、再使用・再生利用を徹底的に行うことにより、有害物質と温室効果ガスを排出する廃棄物焼却は可能な限りゼロに近づけるべきものである。 (2)廃棄物発生の削減と再使用・再生利用の徹底による3R推進の効果が上がり、焼却設備の稼働率は当然下がることになり、安定した発電や熱回収は行うことはできなくなる。 (3)廃棄物発電や熱回収を前提にした焼却設備においては、その稼働率を維持するために、本来焼却されるべきではなく、再使用・再生利用されるべき廃棄物までが焼却に回される懸念があり、棄物発生を最小にし、再使用・再生利用を徹底的に行うとする3Rの趣旨に反する。	循環基本法においては、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています。3Rを前提とした上で、どうしても残るものについては、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひつ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うこととしています。	1
34	第5章第2節2	製品系や枯渇性の循環資源に関する広域的な産業間連携の重要性と必要性を記述して頂いたことは産業界として高く評価いたします。さらに一步進めて、現行で廃棄物処理法の枠組みにある、「広域認定・再生利用認定制度」を資源有効利用促進法の枠組みの中に位置付け、循環資源としての利用を一層促進されますようよう要望いたします。	原案においても、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定制度については、これを適切に活用し、循環資源としての利用を促進することとしており、原案のとおりとします。	2
35	第5章第2節4	“廃棄物の適正処理を推進します”と記述されているが、廃棄物の適正処理も重要な視点であるが、地域社会と一緒にした循環型ビジネスの振興のためには、循環資源の循環利用の実態とその有効性の高さを広めることができると考える。従って、ここでの記述は“循環資源(あるいは廃棄物等)の適正な利用と廃棄物の適正処理を推進します”とするのが適切であると考える。	御意見を踏まえ、「廃棄物等の適正処理を推進します」に修文します。なお、循環資源の循環利用の実態とその有効性の高さを広めることについては、第5章第2節7にも記述しているところです。	2
35	第5章第2部4	国の取組への意見 循環型社会ビジネスの振興における、再生品等の使用の市場拡大についてあるが、市場メカニズムに任せただけでは進まないと考えられる。国が必要拡大策を検討し、需要を高めるための優遇措置等の制度をもっと充実させなければ、循環が滞ってしまうと考えられる。	循環型社会ビジネスの振興については、市場メカニズムにのみ任せることなく、信頼性の確保や適切な情報公開、環境経営の促進、経済的手法の効果等についての検討、法規制の徹底や支援措置による優良業者の育成、金融・技術面での支援など多様な措置を行うこととしています。	1
35	第5章第2節4	循環資源の適正な循環利用のためには、新たな利用技術開発および新規用途創出等が重要であると考えます。これらに対する支援措置を講ずることも記述されることを強く要望致します。	利用技術開発や新規用途創出に対する支援については、第5章第2節6において記述しているところです。	2
36	第5章第2節5	“各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化”とあるが、循環型社会形成のために重要な鍵を握る、“循環資源の有効活用”を推進するためには、“資源有効利用促進法の充実・強化”も必要不可欠であると考えられるので、明確に記述して頂きたい。	資源有効利用促進法も含めた“各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化”としており、原案のとおりとします。なお、別表として付している工程表において、資源有効利用促進法に基づく施策を明確に記述しています。	2
36	第5章第2節5	具体的例の中に“産業間・企業間連携による循環的利用の促進”を加えて頂きたい。	産業間・企業間連携については、第5章第2節2において明示しています。	2
36	第5章第2節5	(意見) 自主的取り組みを列記する前に、資源有効利用促進法で指定再利用促進製品に求められているJ-MOSSについて記載すべきである。 このため、15行目以降について、下記下線部分を追加すること。 <u>「製造工程や製品に含まれる有害物質については、資源有効利用促進法に基づき製品含有物質に関する情報提供等の確実な履行の確認と併せて、その義務の範囲の拡大を図るとともに、日常生活への影響の大きさに照らし、国際的な動向も踏まえながら、その使用量を極力削減しようとする自主的取組の促進やその管理・情報提供を促す仕組みを整備します。」</u>	御指摘の箇所は、自主的取組のみならず、有害物質の「管理・情報提供を促す仕組みを整備します」としており、原案のとおりとします。なお、透明性を高め情報提供を行うべきことについて、第4章第3節において強調しています。	1
40	第5章第3節1内文言	(意見) 「テレビのブラウン管ガラスカレットが海外での生産基盤において生産過程に戻すことが天然資源の消費抑制及び循環資源の適正な使用に資する」という例は、現在では不適切であり、このような引用はすべきではない。 (理由) ブラウン管ガラスカレットの例は、2005年の3Rイニシアティブ提案時以来、循環資源の国際流通の正当性を説明するために、行政や学者により幾度となく挙げられてきた。しかし現在では途上国においても資源としての需要は激減し、日本では2011年のテレビ放送デジタル化に伴い排出される数千万台の鉛を含んだ有害ブラウン管の国内での処理が大問題である。この様な有害ブラウン管の処理を途上国に押し付けるようなことがあってはならない。中古品名目で途上国に送り込まれたブラウン管テレビが使用されることもなくロート部の銅回収だけが行われ、ブラウン管は投棄され、環境を汚染しているアジアやアフリカの例が世界的に報告されている。このようなテレビのブラウン管ガラスカレットの例は天然資源の消費抑制及び循環資源の適正な使用に資する例として相応しくない。	御指摘のようにブラウン管ガラスが不適切に処理されているのであれば環境上の問題があると考えられますが、東南アジアにおいては、外国より輸入されたブラウン管ガラスカレットが適正にリサイクルされ、現在もブラウン管テレビが製造されていることも事実です。	1
40	第5章第3節2(1)	(1)我が国技術・経験の国際展開に関して 当社は、我が国溶剤リサイクル分野にて既に40数年の経験を持つ企業と、中国広州において溶剤リサイクル設備に投資し環境問題に強い関心を持つ中国の環境型社会転換に貢献すべく日々尽力をしており、この基本計画が考える我が国技術・経験の国際展開をいちはやく実践していると自負しております。 (2)問題点 設備は2006年末に完成し、07年初頭より稼動が出来る体制となっておりますが実際はまだ稼動しておりません。 理由は、中国では産業廃棄物は法規制が未だ整備されておらず、その一方で環境問題対策強化の為一貫性の無い法律が次々と施行されるという点、並びに巨大な官僚機構の2点に阻まれ廃棄物精製に必要な許可が今だ出ておりません。 (3)本基本計画への意見 上記のような法体系の未整備・官僚機構などにならむ日系の同業者は多いと思われます。また、隣国の中国での環境汚染は、その地理的近さから我が国も無視できる状況では無く当方のほうな民間企業の持つ知見・経験を生かした環境関連ビジネスを中国で展開する事は中国のみならず日本の環境問題対策として重要と考えております。その為、情報拠点のみならず、民間企業の手助けの為に、環境省を窓口と以下のような支援をお願いしたいと思っております。 (A)日本企業の環境ビジネス海外展開の名簿作成 (B)法体系を研究する事例に対する具体的解決策 (C)中国(並びに近隣アジア諸国)の環境局に対し当方のような問題が発生した際の問い合わせの実行。その為にそれら環境局との関係構築	3Rや廃棄物管理に係る我が国制度・技術等を世界各国に展開していくに当たっては、相手国の制度やその実施状況を相手国政府等との対話等を通じて把握することがまず重要です。このため、ご意見を踏まえ、第5章第3節(1)の「そのため、各国の実情・ニーズを把握し、」を「そのため、各国の関連する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や技術等に対するニーズを把握し、」と修文します。	1

ページ	部、節	意 見	考 え 方	意見件数
40	第5章第3節1内文言	<p>(意見) 「このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮し、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先するとともに、これとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実させることができます。また、その上で、循環資源の持つそれらの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。」の文章は下記下線のように修正すること。</p> <p>「このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮し、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくとともに、(1)バーゼル条約及び我が国の廃棄物処理法に規定されている廃棄物の国内処理原則を厳格に遵守すること、(2)中古品と廃棄物等を区別する基準を確立し、中古品の輸出に当たっては輸出前性能検査を実施すること、及び(3)循環資源を途上国に輸出する場合には、有害物質を全て除去し、クリーンな循環資源として輸出することを最優先とすることが必要です」。</p> <p>(理由) (1)「廃棄物は発生した先進国で処理することを求めるバーゼル条約及び、日本で発生した廃棄物は日本国内で処理することを求める廃棄物処理法の法的要件を厳格に遵守することは法治国家として当然であり、また汚染者負担の原則に基づく先進国重要な責任である。 (2)途上国では「中古品」名目で廃棄物同然の使用済み製品が先進国から“合法的に”送り込まれ、あるいは廃船がアスベストやPCBなど有害物質や爆発性ガスなどが除去されないままに南インドの途上国に送り込まれ、劣悪な作業環境でリサイクル作業を行う人々の健康と環境を脅かしている多くの事例が報告されている。バーゼル条約に違反する廃棄物の不法な輸出入を防止するのは当然であるが、中古品名目で廃棄物同然の使用済み製品が途上国に送りこまれることを防止することは、国際的な循環型社会の構築を標榜する日本政府の重要な責任のひとつである。</p>	御指摘を踏まえ、当該部分を「このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮して、発生国内で適正に処理することを原則とし、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先します。また、これとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実させることができます。その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。」と修文します。さらに、41ページ28行目の「水際対策の実施を推進します。」の後に「また、家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないよう、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討します。」を追加します。	1
40	第5章第3節2	<p>(意見) 「以上の国際的な資源循環の動向や課題を踏まえ、3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、我が国と関係の深い東アジア全体を視野に入れ、さらにアジア太平洋地域、全世界へと「循環型社会」の取組を広げる必要があります。」は下記下線に示すように修正すること。 「2005年4月に東京で開催されたG8 /3Rイニシアティブ閣僚会合で、途上国側から出された「中古品が貧しい国に集まり、ごみの押し付けになりかねない」等の懸念を踏まえて、先進国は国内処理原則を徹底し、実際に再使用することが可能であることを確認された中古品と、クリーンな循環資源だけを輸出するという新たな3R政策の展開を図り、我が国と関係の深い東アジア全体を視野に入れ、さらにアジア太平洋地域、全世界へと「循環型社会」の取組を広げる必要があります。」</p> <p>(理由) 2005年4月に東京で開催されたG8 /3Rでの途上国から出された不信の声(*)を我が国の国際的な循環型社会の構築に反映すべきである。 (*)▼途上国へ廃棄物が流入しゴミ捨て場になっている。▼中古品輸出で先進国は廃棄物が減るが、途上国では廃棄物になる。▼流入する先進国の不用品は寿命が短く保守技術もないで直ぐに廃棄物になる。▼使用済み製品と廃棄物の定義が必要である。▼廃棄物は発生した国で処理すべき。▼先進国で発生した廃棄物の処理コストを途上国が負担するのは不公平。▼途上国の廃棄物管理能力・技術の向上が必要。▼途上国は準備ができておらず流通障壁低減は時期尚早。▼バーゼル条約禁止修正条を早急に発効させるべき。</p>	御指摘のような途上国側の声を十分に認識し、第5章第3節1及び2において、各国内での適正処理能力向上を最優先すること、水際対策の実施を推進すること、東アジア諸国を「パートナー」としてとらえ、3Rの考え方等の基本認識を共有した上で協力を深める旨を記述しています。さらに、国内処理の原則や、中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化の検討について記述を追加することとしており、御指摘の意見については原案のとおりとします。	1